

本校入学を希望する社会人経験の皆さまへ

教育訓練給付金(専門実践教育訓練)制度のご案内

千葉理容専門学校の特設課程理容科、京葉調理師学校の調理師養成科が平成28年1月29日付で厚生労働省の教育訓練給付金(専門実践教育訓練)の講座に指定されました。内容は下記の通り一定の条件を満たす(2年以上)雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が本校に入学し、卒業した場合、年間に本人が支払った学費の40%(上限32万円)をハローワークから支給する制度です。詳しい内容は、ハローワーク、または学校までお問い合わせください。尚、入学1カ月前(2月末)までにハローワークにおいて

①訓練前キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの交付

②受給資格確認票等の提出

以上が条件となります。

千葉理容専門学校、京葉調理師学校とも該当者は年間32万円支給されます。

専門実践教育訓練

申請等

受講開始日の
1か月前まで

①訓練前キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの交付

②受給資格確認票等の提出

6か月ごとに
支給申請

申請できる方:
支給要件期間が原則10年以上
(初めの場合には当分の間「2年以上」)の方

専門実践教育訓練の給付金 専門実践教育訓練給付金

- ・訓練費用の40%(年間32万円を上限とし、最長3年間まで)を給付(a)
※給付期間は、原則2年まで。資格につながる場合などは、最長3年まで。
- ・追加給付
訓練を修了し、資格取得等をし、修了から1年以内に就職に繋がった場合は、訓練費用の20%を追加給付(b)
※(a)と(b)の合計は、教育訓練経費の60%(年額48万円、最大144万円)を上限とする。



申請

申請できる方:
専門実践教育訓練給付金の受給資格を持ち、45歳未満の離職者である方

教育訓練支援給付金

- ・訓練期間中、雇用保険の基本手当の日額の半額程度を2か月ごとに給付

専門実践教育訓練の給付金のご案内

「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の申請手続き

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の半額に相当する額をハローワークから支給する制度です。

専門実践教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校での職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています。（4ページ参照）。

指定内容は、『厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧』としてまとめています。

お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza）でもご覧になれます。

教育訓練給付制度

検索

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受けることができなくなり、**不正に受給した金額の返還**に加えて**返還額の2倍の金額の納付**を命じられ、**詐欺罪として刑罰に処せられる**ことがあります。

また、不正の行為があるにもかかわらず、ハローワークからの教育訓練給付についての調査・質問に**虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象**となることがあります。

不正受給した受講開始日前の被保険者であった期間もなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

また、教育訓練支援給付金も要件を満たさなくなるので、支給は受けられなくなります。

教育訓練講座の運営等について不審な事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。

